

建設産業常任委員会

1 開 議 令和2年9月14日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室2

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第90号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第91号 令和元年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

建設産業常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤	一	郎	出席
副委員長	小	林	正	勝		出席
委員	伊	賀		純		出席
	齋	藤	光	浩		出席
	菊	地	英	樹		出席
	新	卷	満	雄		出席
	滝	田	一	郎		出席
当 局	建設水道部長	加	藤	雅	彦	出席
	市民生活部長	植	竹		剛	出席
	建築指導課長	齋	藤	正	広	出席
	水道課長	佐	藤	敏	明	出席
	市民課長	佐	藤	美	奈子	出席
事務局	岡	村	憲	昭		出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりであります。

当局の出席者は、加藤建設水道部長、植竹市民生活部長、齋藤建築指導課長、佐藤水道課長、佐藤市民課長です。

◎議案第90号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、議事日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第90号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 建設水道部長、加藤でございます。また、本日同席しておりますのは、齋藤建築指導課長、佐藤水道課長の2名でございます。よろしくご申し上げます。

議案第90号及び第91号につきまして、本会議におきましてご説明申し上げたところではございますが、本日は担当の齋藤建築指導課長並びに佐藤水道課長よりご説明申し上げます。

初めに、議案第90号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、齋藤建築指導課長よりご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建築指導課長。

○建築指導課長（齋藤正広君） それでは、議案第90号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書134ページ、議案書補助資料148ページを併せて御覧ください。改正の趣旨につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律の一部が改正されたことにより、関係部分を改正するものであります。

それでは、大田原市手数料条例の改正趣旨によりご説明をいたします。171ページを御覧ください。改正の内容につきましては、大きく分けて5つあります。1つ目として、手数料条例別表10の項について、個人番号通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を削除いたします。それに伴い、別表11の項から44の項について1項ずつ繰り上げます。また、44の2の項につきまして、44の項に改めます。

2つ目として、建築基準法の一部改正に伴う条ずれを、別表37、39、40、41、85、87から89、93、94の項について改めます。

3つ目として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法

律の認定基準が改正され、共同住宅の共用部分の技術的審査を省略する簡易な評価方法が追加されたことに伴い、その評価方法を用いる場合の手数料の算定規定及び手数料の額を、別表88の項、低炭素建築物等新築計画の認定申請、89の項、低炭素建築物新築計画の変更の認定申請、93の項、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請、95の項、建築物のエネルギー消費性能の認定表示において新たに定めます。

4つ目として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、性能基準の適合書が添付されていない場合において、省エネ性能を簡易に評価できるモデル住宅法及びフロア入力法が追加されたことに伴い、この評価方法を用いる場合の手数料の額を、別表95の項、建築物のエネルギー消費性能の認定表示申請に追加をいたします。

5つ目として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数棟からなる性能向上計画を認定する場合の手数料の算定規定を、別表93の項、建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定申請、94の項、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請において追加をいたします。

別表各項の改正の内容は以上5つになります。

それでは、147ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行する旨規定をいたします。

なお、今回改正の手数料につきましては、栃木県及び県内特定行政庁の定める額と同額となっております。

以上で議案第90号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊地委員。

○委員（菊地 英樹君） マイナンバー通知カードの再発行がなくなるということなのですが、これまでに何件ぐらい再発行があったのか、教えていただきたいのですが。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） マイナンバーに関しましては、市民生活部の案件なものですから、市民生活部長が今控えていますので、市民生活部長から答弁してもらうことはできますでしょうか。

もう一度すみません、お願ひいたします。

○委員（菊地 英樹君） 個人番号通知カードの再発行が廃止になるということなのですが、これまでに何件ぐらい再発行されたのか、お聞きしたいのですが。

○市民生活部長（植竹 剛君） それでは、お答えいたします。

再発行の件数でございますが、有料、1件500円で発行したものにつきましては1,701件で、無料、これは自己都合ではなくて、住所の異動とか記載欄に誤りがあったもの、そういったものは無料で発行、再発行しておりますが、その無料のものに関しましては1,895件。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑が終わりましたので、意見があればお願ひします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第90号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第90号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第91号 令和元年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○委員長(櫻井潤一郎君) 次に、日程第2、議案第91号 令和元年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長(加藤雅彦君) 議案第91号 令和元年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、佐藤水道課長よりご説明申し上げます。

○委員長(櫻井潤一郎君) 水道課長。

○水道課長(佐藤敏明君) それでは、令和元年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明いたします。

タブレットの173ページ、議案第91号 令和元年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、本会議におきまして部長から説明がりましたが、改めてご説明いたします。

水道事業における剰余金の処分につきましては、条例または議会の議決により行うこととされています。本市におきましては、議会の議決により剰余金の処分を行うこととしておりますので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、資料番号7の大田原市水道事業決算書27ページの水道事業会計損益計算書を御覧ください。まず、営業収益が13億4,108万848円に対し、営業費用が12億8,005万9,538円で、営業利益が6,102万1,310円であります。営業外費用が2億1,087万6,540円に対し、営業外費用が1億826万464円で、差引き1億261万6,076円の営業外利益が出ております。営業利益と営業外利益を足した経常利益が1億6,363万7,386円となります。特別利益は3万3,000円で、特別損失が180万3,213円で、差し引きしました特別損益はマイナス177万213円となります。経常利益と特別損益を合わせた1億6,186万7,173円が当年度純利益となります。前年度繰越利益剰余金はなく、当年度の純利益1億6,186万7,173円と、その他未処分利益剰余金変動額5,881万4,241円を足した2億2,068万1,414円が当年度未処分利益剰余金となっております。

処分方法につきましては、資料番号1、議案書補助資料のタブレット176ページの未処分利益剰余金処分フロー図を御覧ください。当年度の未処分利益剰余金は2億2,068万1,414円で、純利益1億6,186万7,173円と、その他未処分利益剰余金変動額5,881万4,241円の合計額となります。純利益には現金の裏付けがある1億1,068万3,955円と、現金の裏付けがない5,118万3,218円があります。その他未処分利益剰余金変動額は、令和元年度減債積立金取崩し額5,881万4,241円となります。

処分の方法は、フロー図にありますように、純利益の中の現金の裏付けがある1億1,068万3,955円を翌年度以降の元金償還のために減債積立金に積立て、現金の裏付けのない長期前受金戻入額の令和元年度分

収益化額5,118万3,218円と、令和元年度減価積立金に取り崩しました5,881万4,241円の合計1億999万7,459円を自己資本金に組み入れるものであります。

なお、処分後の残高は、タブレット174ページにお戻りいただいて、計算書記載のとおり、資本金52億4,567万3,488円、資本剰余金1億327万2,768円、未処分利益剰余金ゼロ円となります。

以上で、議案第91号の説明を終わります。どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤光浩君） 別紙1ですか、その176ページの、先ほど言われた現金の裏付けがないというところがあるのですけれども、これ具体的に言うとうどういうものなのですか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 水道課長。

○水道課長（佐藤敏明君） 現金の裏付けのないところなのですが、これは新しい会計基準というのが、平成26年に改正になりました公営企業法の中で、長期前受金戻入金のうち、みなし償却をしていなかった資産の取得財源等の令和元年度分の収益化額ということで、その以前の、平成26年以前の補助金によって整備した資産についての減価償却の部分の考え方が、その平成26年の法改正で定義されまして、それ以前の補助金相当額を内部的に資産化するというような手続なのです。なので、現金ではなく、水道課内部のお金を動かしているというような処理になった収益になります。

○委員長（櫻井潤一郎君） 齋藤委員。

○委員（齋藤光浩君） ということは、帳簿上だけのことということですか。帳簿上に現金というか数字があって、それが今言われた考え方の違いで、名前がたくさんあって分からないのですけれども、そのものとして自己資金に組み入れると。多分分かっていないのかもしれないのですけれども、ごめんなさい。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 易しく考えますと、基本的に土地とか建物といった、水道施設を整備した場合、国のお金を入れた施設は、基本的に会計として考えれば普通は減価償却、毎年落としていくわけです。それを過去において、平成26年以前は国庫補助金とかでやったものは減価償却をしなくていいと、だから減価償却していないのです。していなかったものがあつたのです。それを平成26年度からは減価償却したようにしなさいということで、過去に受けた補助金とか何かを、過去に入ったものを、減価償却というのはその年度、その年度に分けて、例えば10年間もてば10分割したものに分けていきます。なので、その年度は、では10億円で水道管を整備して、その減価償却を見たときに、10年はちょっと短過ぎるが、10年でいうと、1億、1億、1億となるのを、10億円と平成26年以前に入っているのを令和元年に1億入ってきたと計算するようにするのです。だから、もう過去に入っているのを、令和元年には1億円は入っていないのだけれども、帳簿上は1億円入ってきたと、そういう計算をしますので、現金の裏付けのないお金という形になるのですけれども、説明がちょっと分かりづらくて申し訳ないのですけれども、その辺ちょっと分かっていると、過去に入ってきた補助金で整備したものを減価償却することになってしまったので、平成26年から。過去に入ってきた補助金等々のお金を、今になってその年度の収入として見るので、もう現金の裏付けがないという、そういう考え方なのですけれども。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） ちょっと私認識が間違っていたのかな。平成26年以前の補助金を入れて整備した施設の減価償却を、例えば今年で当てはめれば、今の例で言うと、1億円を経費にしたよと。だから結果として収益が1億円生まれたよというふうに私は理解したのだけれども。そうではなくて、部長の説明だと、ストレートにそれがプラスになると考える、入ってくると考えるのですか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） それで、経理上それが出るのは、普通だったら減価償却するのだから、この年度同じ額、減価償却してゼロになるのです。ところが、物によっては補助金で買った水道管が、実は減価償却しなくてもいいというのをしていたものがあるのです。していたものなので、今年1億円入ってきたとしても、もう減価償却してしまったので、それは減価償却落としようがないので、数字上1億円が余っているという形になる場合もあるので、こういう形で現金の裏付けがない未処分利益剰余金が出てくるという形です。

これ複雑なのです。本来は減価償却、国庫補助金のはしなくていいというのを、しないでやっていたものと、していたものがあつたのです。実はしていたものは減価償却してしまっているから、減価償却で落とすものがない。物によってはあるものがある。なので、補助金で今年1億円入ったよといって、未処分利益剰余金で1億円残ったとすれば、過去にその分は減価償却していたものもあるので、非常にこれ会計の処理の仕方が複雑で、しかもそれが合併前の大田原、湯津上、黒羽と、やり方が若干違っていたりとか、そういうようなこともあるものですから、何分にも私の説明で非常に分かりづらいとは思いますが、減価償却したものと、したものがありません。それは国庫補助金で入ってきたもののようなものなので、現金の裏付けがあるものとないものがあると、非常に分かりづらい会計で処理しております。申し訳ありません。

○委員長（櫻井潤一郎君） また、個別にちょっと説明をじっくり聞いてもらおうということで……

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 時間の関係もあると思うので、今の話、ちょっと私の認識がまだ文章として到達できてないんだけど、後日ですね、ペーパーでもう少しわかりやすい資料を配布してもらって、この場は進めてもらったらどうでしょう。

○委員長（櫻井潤一郎君） 小林委員。

○委員（小林正勝君） これはもともとと言っていたみなし資金ですよ。

（何事か言う人あり）

○委員（小林正勝君） 国から出どころの分からないお金ということで、元々やっていて、これを今度減価償却しなくても構わないということになって、今度議会にかけなくてはだめだと、そんなふうないきさつがあるのですよね。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 平成26年度からそういう形で、全てをきっちり減価償却して見るようにしなさいというふうになって、その平成26年以前はみなし償却とかいろいろあつたものですから、3市町のやり方もちょっと違っていたところもあつたようなので、会計処理が非常に複雑なので、ちょっと水道のこの会計処理を見ても、多分、まずは前段としていろいろ簿記だのを勉強しないと、私にもわか知識なの

で、ちゃんとした説明ができないので、お分かりいただくのは非常に難しいと、実際大田原市の水道の職員は、水道会計やっている人は基本的になかなか動けないと、そんなような非常に複雑な会計処理をしているものですから、非常に言葉足らずで申し訳ありません。後で分かるような資料を担当に用意させますが、もしかすると私が読んでも分からないかもしれないのですけれども、そのときは、それはまたお持ちしますので、取りあえず勘弁していただけますか。

なぜ現金の裏付けのないお金が出るかという資料を、ちょっと具体的にもうちょっと何か分かりやすいものがあればいいと思いますので、すみませんが、よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） ちょっと意見の部分も、意見、要望というか、出たのですが、質疑のほうはよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純君） ちょっと離れてしまうかもしれないのですけれども、何か大田原市の水道料金が高いという声をちょっと聞いたりするのですが、今後の見通しはどのようにお考えなのか、見通しを教えてください。

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見ですか。質疑は終わってしまったのですけれども、戻りますか。

○委員（伊賀 純君） 聞けたら。

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑ということで。

水道課長。

○水道課長（佐藤敏明君） 大田原市の水道料金が低いということにはなっているのですけれども、合併当時、大田原市と湯津上村、黒羽町で料金の違い等もあった中で、黒羽町が一番高かったのですが、合併後に黒羽町の料金を大田原市に合わせて、今年度で旧湯津上村の料金も逆に引き上げる形で大田原市と統一になりまして、一律料金になっているところなのですけれども、大田原市の水道の経営は、高い料金ではあるのですが、余裕のある経営をしているわけでもなく、今回のコロナにおいても一部の事業者で減免とか猶予等があった事業者もあるのですけれども、ちょっとそういう余裕もない中で、今後の見通しにつきましては、今後例えば10年とかそういう期間での経営戦略、水道事業の経営方針をきちんと立てた上で、料金については長期的に、更新事業等が今後重要になってきますので、そういったものに耐えられるような経営ができるような形で考えていきたいというところで、具体的に直近でどうこうという計画はないのですけれども……

○委員長（櫻井潤一郎君） 建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） では、追加して、加えてお話し申し上げれば、水道というのは基本的に川なり、どこか水源から水を持ってきて、きれいにして、皆さんにお配りできるような形で、水道管で運んでいって、水道として使用いただくのですが、そこまでに、要するに水を汲んできて配るまでの費用、それが地形によったり、小さい町ですぐ水源があるところだったら、水を運んでいく距離も短いし、水道施

設の整備もそれほど必要ないですから、それだったら水道料金は安いのです。ところが大田原はいろいろなところに水源があって、市全体をカバーするとなると、それなりの水道施設が必要になってくるので、その水道施設を維持するとなると、それなりの費用がかかってきます。そのために大田原市の水道料金が高いので、別にもうけようとしてやっているわけでもありませんし、特に水道事業の決算、収益的収支は、1億6,000万円の利益が出ており黒字にはなっていますが、水道施設を整備するほうを見ていただくと、3億円程度の収入に対し、10億円ぐらいの支出で7億円ぐらい赤字になっているわけです。その7億円の赤字は、これまでのもうけと、それと企業債の借金、企業債の借金というのは50億円を超えていますから、そのぐらいの借金で整備しているのです。そのような体制の中で水道料金を下げるということは非常に難しいことでもありますので、ここにはいらっしやいませませんが、時々議会でよく出る質問で、私いじめられるのですが、それはどちらにしても施設整備、ちゃんと水道を安全に送るための施設を維持するためには、それなりの料金設定でないとできないということをご理解いただいて、逆に市民の皆さんにはそういう形でご説明いただきたいです。あくまでも地域地域によって、水道料金は違うのは当たり前なので、安く水道供給をできる土地、あるいは大田原のように、広く水道管を張って、水源も幾つかあって、県の水も買って、そして水道を維持してくるとなると、それで料金等もかかってきますので、その辺ご理解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純君） 別に安くしろとか、そういうお話では今はなかったのですけれども、今後またいろいろだんだん、またそういうラインを直していくとか、そういうことになったときに、また値上げとか、そういうことも頭の中には少しはあるのかなという、ちょっと疑問、質問をしたというところです。

○委員長（櫻井潤一郎君） 質問ではないですね、意見ですか。

○委員（伊賀 純君） そうですね。

○委員長（櫻井潤一郎君） では、意見ということで、意見のときに意見として。

○委員（伊賀 純君） すみません。

○委員長（櫻井潤一郎君） では、質疑と意見が終わりました。

では、採決という形でよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） では、議案第91号につきまして、原案のとおり可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号 令和元年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前10時28分 散会